

贈与を身近に



子や孫のための、財産の有効活用

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

子や孫のため、財産の有効活用を 考えてみませんか？

高齢化の進展に伴い、高齢者が亡くなった際、その相続が別の高齢者へ行われる「老老相続」が増えています。相続を受ける方が高齢者である場合、子育てや住宅購入など大きな資金が必要になるライフイベントが一段落していることが多く、相続した財産が使われず、貯蓄となるケースもあるでしょう。

一方で、財産を若い世代へ生前贈与し、子育てや住宅資金などに有効活用してもらうという考え方があります。

贈与によって、高齢者が保有している財産を早い時期に子や孫世代に移転するようになれば、子や孫の助けとなり有効活用してもらえらることに加え、経済社会の活性化に繋がることも期待できます。

財産を円満に引き継ぐためにも、元気なうちから準備を進めておくことが大切です。

贈与税とは

贈与を行うと、贈与税が発生する場合があります。贈与税は贈与を受けた人が納めます。財産を生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐ意味で、贈与税は相続税を補完する役割を果たしています。

贈与税の課税方式には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。税制改正により、令和6年1月からそれぞれ変更が加えられました。

課税方式の概要は下の表のとおりです。詳細については税務署等へご確認ください。



贈与税の課税方式

課税方式① 暦年課税	課税方式② 相続時精算課税
<p>○1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に応じて課税。</p> <p>○基礎控除(110万円/年)の範囲内の贈与であれば、贈与税はかからず、税務署への申告は不要。</p> <p>○取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、税率を適用して税額を算出する。</p> <p>※例えば…1人の孫が、祖父から110万円、祖母から110万円を受け取ると、合計220万円となり贈与税の対象になる。</p>	<p>○累計2,500万円まで非課税で贈与できる。複数年に分けても良い。</p> <p>○基礎控除(110万円/年)あり。</p> <p>○取得した財産の合計額から基礎控除額を控除し、さらに特別控除(累計で2,500万円まで)の適用がある場合はその金額を控除した残額について、税率を適用して税額を算出する。</p> <p>○この制度を利用する場合は、税務署に届出書を提出する。</p>

出典：知るぽるとHP「贈与を身近に」、財務省HP「相続税」と「贈与税」を知ろう、国税庁HP「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

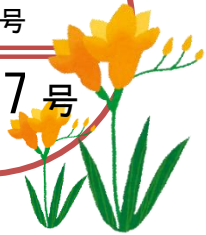
INDEX

- ◆ 回数券 使えなくなるリスクも考えて購入を！
- ◆ ウォーターサーバーのレンタル契約 契約内容をよく確認して！
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
百貨店の店員や銀行員などを装った詐欺電話に注意！
- ◆ 利用していないのに支払い続けていた！サブスクの契約に注意
- ◆ 贈与を身近に 子や孫のための、財産の有効活用（宮城県金融広報委員会）

2024

2 February
月号

第167号



回数券 使えなくなるリスクも考えて購入を！

相談事例 1

整体院で**20回分の回数券**を買った。その後、遠方に住む家族の介護のため帰省しなければならなくなり、整体院に**通うことができなくなった**。

未使用の回数券を**払い戻し**してもらおうとしたところ、社内規定により**払い戻しできない**といわれた。



相談事例 2

理髪店で**5回分の散髪代で6回散髪できる**という**回数券**を購入していたが、前触れもなく**倒産**したようだ。**未使用**の券が残っているので払い戻してもらいたいが、電話をしてもつながらない。



★アドバイス★

- 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、**未使用でも払い戻しされない場合があります。**
- 健康状態や引っ越し等により、先々通うことが困難になることもあります。**期間内に使いきれぬかどうか、購入する前によく考えましょう。**
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うことになります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しができるとは限りません。**購入前にしっかり確認しましょう。**
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



ウォーターサーバーのレンタル契約 契約内容をよく確認して！

相談事例

買物に行ったスーパーの一角で、おいしい水の試飲会をしていた。

ちょっと興味があったので話を聞いていたら、**ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3千円）**の契約を勧められ、了承してしまった。

「スマートフォンで契約手続きができますよ」と言われたが、「やり方がよくわからない」と言うと、担当者が私の**スマートフォンを使って申し込み手続き**をした。紙の契約書は渡されていない。

2か月間ほど利用したが、やはり必要ないので解約したいと思い、事業者と連絡すると、**解約料が1万円を超える**と知って驚いた。申し込みの時に解約料の説明はされなかった。



★アドバイス★

- ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、**実際は水を定期購入する契約**です。あらかじめ決められた期間は、**水の購入を継続しないと解約料がかかる**ことがあるので注意が必要です。
- 家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。
- 契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、**契約書は書面でもらう**ようにしましょう。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ストップ！
特殊詐欺被害

百貨店の店員や銀行員などを装った詐欺電話に注意！

- 県内の複数のお宅の固定電話機に、**百貨店の店員を装う者**から「別の人があなたのクレジットカードを使用しています」などという、**特殊詐欺の予兆電話**がかかってきています。
- 県内では、**百貨店の店員や銀行員を装って**「あなたのキャッシュカードが悪用されています」「**口座を利用停止にする手続きをします**」「**手続きのためにキャッシュカードを預かります**」などと言って、キャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺盗の被害が発生しています。
- **犯人からの電話は固定電話機に電話がかかってきています**。防犯機能付き電話機を活用するなど、犯人と話をしない環境を整えましょう。
- **不審な電話を受けた場合は、最寄りの警察署や「警察相談電話#9110」、**またはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



利用していないのに支払い続けていた！ サブスクの契約に注意

相談事例 1

高校生の息子が中学生のときに、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒にだったので気づかなかった。

相談事例 2

キャリア決済の明細に不審な引き落としがあったため、中学生の息子に尋ねるとゲームをしている際に一定期間無料のサブスクの契約をしてそのまま放置していることが分かった。解約しようとサイトにログインしたが、解約手続きに進むボタンが見当たらない。



★アドバイス★

- サブスクリプション（サブスク）は、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。無料トライアル（お試し）であっても、期間内に事業者の定める方法で解約しないと、多くの場合、自動的に定額サービスに移行し支払いが続きます。申し込む前に最終確認画面等で、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。
- サブスクの請求にすぐ気づけるように、キャリア決済やクレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。
- 解約時に必要となるIDやパスワード等の登録情報は保存しておきましょう。
- スマートフォンアプリの場合には、アプリをアンインストールするだけでは解約はできないので注意が必要です。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず 必ず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



* 回答は、消費生活相談員から電話で行います。

✕ ツイッター
やってます。

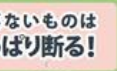


©宮城県・
(株)旭プロダ
クション

うまい話は
まず疑う！



必要ないものは
きっぱり断る！



ひとりで悩まず
必ず相談！



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。